

埼玉西部環境保全組合議会公印規程

制定 昭和53年 4月 1日 議会訓令第1号

改正 昭和62年 9月16日 議会訓令第1号

埼玉西部環境保全組合議会公印規程

（目的）

第1条 この規程は、議会の公印に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（公印の名称、寸法、ひな形及び使用区分）

第2条 公印の名称、寸法、ひな形及び使用区分は、別表のとおりとする。

（公印の管守）

第3条 公印は、議長の指定した者が管守するものとする。

（公印の使用等）

第4条 この規程に定めるもののほか、公印の使用その他公印に関し必要な事項は、埼玉西部環境保全組合公印規程（昭和53年訓令第1号）の例によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年議会訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

公印の名称	寸法	ひな形	使用区分
埼玉西部環境保全組合 議会議長印	方21ミリ メートル	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 埼 玉 西 部 環 境 保 全 組 合 議 会 議 長 之 印 </div>	公文書用
埼玉西部環境保全組合 議会副議長印	方21ミリ メートル	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 埼 玉 西 部 環 境 保 全 組 合 議 会 副 議 長 之 印 </div>	公文書用